

鳥取市補助金カルテ

NO.	138	担当課	生活安全課	外線	0857-30-8551
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金				
概要	市内で捕獲した野良猫に対する不妊・去勢手術に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2202）保健衛生の推進と医療の確保				
創設年度	H28	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	155頭				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費	
歳出事業名	野良猫不妊・去勢手術費補助金					
R8予算	2,000千円					
R8予算 積算根拠	野良猫の不妊・去勢手術費補助金 2,000千円（10千円×オス猫65頭、15千円×メス猫90頭）					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	130	1,600
				R6	130	1,579
				R5	117	1,031
				R4	126	1,184
補助率・補助額	10分の10				上限額	15千円
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	個人等
交付要件	市内に住所を有する個人又は市内に所在地を有する法人若しくは団体で、市内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊去勢手術を実施するもの。
対象経費	手術費（耳カット代含む）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 上限額を設定することで、市民の費用負担に対する予見可能性を高め、より迅速な不妊去勢手術の実施を促すことが出来るため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	139	担当課	生活安全課	外線	0857-30-8551
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市動物福祉推進事業補助金				
概要	動物の適正飼養知識の普及啓発活動や、市から譲渡を受けた犬・猫の新たな飼い主を探す活動を団体等に対する活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2202）保健衛生の推進と医療の確保				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	一般団体：4団体、団体登録ボランティア団体：1団体				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費	
歳出事業名	動物愛護管理推進事業費					
R8予算	350千円					
R8予算 積算根拠	動物福祉推進事業補助金 一般団体：50千円 × 4団体、団体登録ボランティア団体：150千円 × 1団体					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	3	300
				R6	1	45
				R5	1	59
				R4	2	109
補助率・補助額	1/2、1/3、1/2 ~ 7/10				上限額	500千円
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体（非営利公益活動団体、地域住民組織、公益法人、市登録譲渡ボランティア）
交付要件	動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発活動を行う団体等
対象経費	動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業、譲渡ボランティアによる犬猫の譲渡活動事業
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 上限額を設定し、各団体の活動実態に合わせた柔軟な活用を認めることで、ボランティア団体の安定的な活動の維持と本市における譲渡促進の加速化を図ることが出来るため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	140	担当課	生活安全課	外線	0857-30-8552
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取県食品衛生協会補助金				
概要	一般社団法人鳥取県食品衛生協会の運営費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2202）保健衛生の推進と医療の確保				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費	
歳出事業名	食品衛生指導事業費					
R8予算	725千円					
R8予算 積算根拠	鳥取県食品衛生協会補助金 2,126（千円）×188,465（鳥取市民）÷553,407人（全県民）=724,018円÷725（千円）					
		過去実績	件数	決算額（千円）		
		R7（見込）	1	721		
		R6	1	701		
		R5	1	651		
		R4	1	651		
補助率・補助額	100分の34				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取県食品衛生協会
交付要件	一般社団法人鳥取県食品衛生協会
対象経費	食品衛生責任者講習会開催事業、ふぐ処理師試験準備講習会開催事業、食品衛生指導員活動推進事業、食品衛生大会開催事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	13.8%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-9 県と協調して支援する事業であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	効果目標が設定されていない。